

**粉じん作業特別教育講習 (募集案内)**

労働安全衛生法第59条第3項の規定により、「事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。」とし、労働安全衛生規則第36条第29号、及び粉じん障害防止規則第22条の規定では、「常時、特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、所定の科目について特別の教育を行わなければならない。」とされています。また、粉じんにかかわる作業は、鉱業、窯業のほか、いもの業、金属・機械器具工業及び建設業など多くの産業にわたっております。

そこで当協会では、事業者に代わってこの講習会を下記により開催しますので、この機会に、是非、該当者の受講についてご配慮をくださるようご案内いたします。

記

- 1 日 時 令和6年12月12日(木) 午前10時～午後3時40分
- 2 会 場 川口機械工業協同組合3階 川口市本町3-3-6 (JR川口駅下車東口徒歩7分)
- 3 受講費用 ①**会員事業場**の受講者**6,880円** (テキスト代・消費税10%含)  
②**非会員事業場**の受講者**8,880円** (テキスト代・消費税10%含)
- 4 講習内容 粉じん作業特別教育規程の科目
- 5 定 員 54名 申込締切日 令和6年12月4日(水)  
**※最小催行人員(15人)に満たない場合は講習が中止になる場合もあります。**
- 6 申込方法 事前にお電話にて、ご予約下さい。予約順に席をお取りします。  
① ~③のいずれかの方法にてお申込み下さい。  
① 受講申込書をFAX又は郵送後、受講料を振込(手数料はご負担願います)  
(振込先) 埼玉りそな銀行川口支店 普通0022891 (一社) 川口地区労働基準協会  
② 申込書と受講料を併せて事前に現金書留で郵送。  
③ 申込書・受講料を事前に当協会事務所へ持参(来所前にお知らせください)  
**※(1)(2)の場合、入金確認後、受講票をFAXします(返信用封筒同封の場合のみ郵送)**  
**※請求書・領収書の必要な場合は、〇〇希望と記載したメモを付け、返信用封筒(定型サイズ、宛名を明記、110円切手貼付)を申込書とともに、郵送してください。**
- 7 申 込 先 (一社)川口地区労働基準協会  
〒332-0016 川口市幸町1-1-17 フクロク・ハイ・マンション1号館201号  
TEL 048-258-3756 FAX 048-253-7620
- 8 修 了 証 講習修了者には『修了証』を交付します。
- 9 そ の 他 ①既納の受講料は、欠席の場合でもお返し致しません。  
②会場に駐車場・自販機はありません。(自転車・バイクは台数に限りあり)

.....✂.....キリトリ.....✂.....

**令和6年度 粉じん作業特別教育 受講申込書**

事業所名	申込担当者の所属・氏名				
所在地	電 話				
	F A X				
(フリガナ) 受講者名 生年月日	修了証番号	昭和・平成	年	月	日生
	修了証番号	昭和・平成	年	月	日生
	修了証番号	昭和・平成	年	月	日生

\*受講申込書にご記入いただいた個人情報は、講習実施の目的以外に使用することはありません。

\*受講者名欄が足りない場合は、別紙でお申込み下さい。